

# 最後の総会と講演会のお知らせ

昨年9月に最高裁決定が出て、12年間に及ぶハッ場ダム住民訴訟は終結しました。事実では勝っていたのに行政追従の司法が逃げた、という認識は負け惜しみではなく、関わった誰もが共有していたので、昨年末の最高裁決定抗議集会は明るい気概と反骨精神に満ちたものでした。次ページの報告をお読みください。

ハッ場ダム住民訴訟の6都県市民が集う、この年末恒例の集会も12回目にして最後になりました。ハッ場ダムをストップさせる東京の会の活動も第12回総会で区切りをつけることとなります。大勢の原告の皆さん、支援者の皆さんに集まっていただき、交流の機会にしたいと思います。

講師は、住民訴訟の精神的・科学的支柱として私たちを率いてくださった嶋津暉之さんです。学生時代からハッ場ダム問題に一貫して取り組んでこられた嶋津さんの軌跡、率直な思いを、この機会にぜひお聞きください。

**3月21日（月・祝） 14:00～16:30**

**豊島区立生活産業プラザ 会議室501**

(豊島区東池袋 1-20-15 Tel: 03-5992-7011 池袋駅東口下車徒歩7分)

## ★講演 「ハッ場ダム問題と東京の地下水 ～半世紀の取り組みを振り返って～」

嶋津暉之・ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表

☆ハッ場ダムをストップさせる東京の会  
第12回総会（15時半頃より）

参加費・申込不要

連絡先：080-5372-4084（深澤）





# 八ッ場ダム住民訴訟 最高裁決定抗議集会 「ダム行政から真の河川行政への転換を求めて」

「上告棄却」の最高裁決定が下されてから瞬く間に3ヶ月経過した、2015年12月13日。八ッ場ダム住民訴訟を総括し、これからの展望を模索して新たな出発をするための集会が全水道会館で開催された。

提訴してから11年間裁判闘争にたずさわってきた弁護団と原告住民が中心となり、訴訟を支援してくれた市民・研究者も含めた参加者約130人は、論理的かつ真摯な諸報告に聞き入り、これまでを振り返った。住民訴訟に敗訴したとはいえ、今後も八ッ場ダムへの監視を継続し、国交省の河川行政の転換を求めることを確認する熱気にあふれた集会であった。

集会の口火を切ったのは大川隆司、広田次男の両弁護士。大川さんは副団長として「国と地方自治体の関係を一貫して問い続けた。今日はその終りの日ではなく、新しい展望を切り拓く出発点としよう」と語り、広田さんは3.11以降、原発事故被害者が切り捨てられている状況、無責任な国と東電から被害者を救済する訴訟に取り組む厳しさを語って、住民訴訟の意義を評価した。

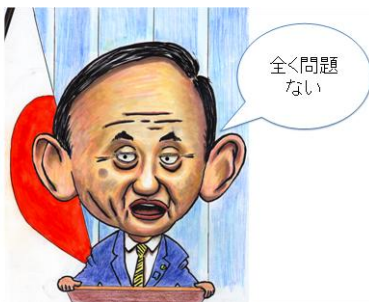
また司会の苗村洋子さんが集会に参加していた弁護団メンバーを紹介し、サプライズで原告団から感謝状を贈呈する一幕もあった。ボランティアでここまでがんばってくださった弁護士の皆さんへの、私たちの感謝と尊敬の念は尽きない。



▲弁護団メンバーへの感謝状贈呈

## 集会プログラム第1部は、八ッ場ダム住民訴訟11年間の総括。

高橋利明弁護団長は、まず治水に言及した。基本高水毎秒22,000 m<sup>3</sup>について国交省も学術会議もついに最後まで明確に説明できなかったのである。そして「洪水、山に上る」という荒唐無稽な氾濫図を出してみたり、「上流に堤防ができるからその洪水が今度は下流を襲う」という話だったのに「利根川上流の堤防の改修計画は、結局昔も今も存在しなかった」という調査結果が判明するなど、「ウソ」と「ごまかし」がまかり通る実態を告発する。八ッ場ダムを造っても大洪水の際、江戸川の水位はほとんど下がらない。東京都にとって「著しい利益」があるはずがないのである。また、過大な水需要予測に基づく水源開発の不要性、貯水池周辺の地滑りの危険性など、わずか20分で要点をまとめて総括する。最後に、今日の裁判所は、行政や立法に対するチェック機能を放棄しているばかりか、違法性を正そうとする住民の権利を無視し追い返す門番に終始していると断罪した。上告団報告は深澤洋子さんが代表してまとめて行い、一都五県の会からそれぞれ代表者が今年の活動と今後の方針について手短かな報告を行った。



▲無責任な高裁判決が似ているのは？  
この人！  
栃木の会の高橋比呂志さんによる  
恒例の風刺画。



## 第2部は今後の活動指針を探るための講演と報告であった。



まずは「想定外と治水」と題する宮本博司さん（元淀川流域委員会委員長）の講演。際限のない自然現象に対し、想定外の洪水が生じても被害を最小限にする——たとえ越水しても「急激に破堤しないような強化策」の必要性を強調した。そして住民の生命を守ることを最優先にするならば、「ダムありきの結論」は変えなければいけないと語る。洪水を川に押し込めて「防ぐ」という考え方から「凌ぐ」に転換することが急務である。つまり



▲ユーモアを交えながら語る宮本博司さん

「流域治水」への転換。かつて「堤防の越水対策になぜ最優先に取り組まないのか、行政の不作為、国の怠慢ではないか」と指摘し、その結果、国交省にいられなくなったという体験を振り返り、官僚体質としての「かくす」「ごまかす」「逃げる」「ウソをつく」にも言及したが、その一方、「堤防に鋼板を入れておけばいいのに」と考える職員も存在していたと明かした。柔らかな関西弁で笑いを取りながら、最後は「私たちの世代はもういい。子や孫のために何ができるかだ」としめくり、聴衆の共感を呼んだ。

次に嶋津暉之さんの報告が続いた。去る9月、台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、あふれた洪水が家々を次々に襲っていく凄まじい状況が全国に放映された。堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさは国民の記憶に生々しく刻まれたに違いない。「鬼怒川上流には国交省が建設した4つの大規模ダムがある。ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされる河川だった。」「洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節しても、ダム上流以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例だ。」しかも、嶋津さんは栃木の裁判の意見書で、鬼怒川下流部について「必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額の河川予算が投じられている湯西川ダム事業を中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである」とすでに指摘していたのだ。まさにその場所での決壊であった。その責任は、聞く耳を持たずダムに固執した国交省にあるとしか言いようがないではないか？

ダムより河川改修に重点的に予算を振り向けるとしても、堤防のかさ上げや拡幅は用地買収も必要となり時間もコストもかかる。嶋津さんは宮本さんと同様、耐越水堤防の必要性を訴え、「ダム建設やスーパー堤防の整備よりも安価な堤防強化工法を導入することが喫緊の課題である」と報告を締めくくった。続く宮本さんと嶋津さんの対談では、「国交省の中で耐越水堤防がつぶされたのは川辺川ダムを造りたかったからだ」「今やってるダムだけはやるんだ、という国交省のOBによる強力な意思決定があった」といった刺激的な内部情報が披露された。

最後に集会アピールで「私たちは弁護団の献身と多くの専門家、学者の支援により虚構をひとつひとつ崩し真実を白日の下に晒しました。この事実は私たちの社会に楔を打ち込み、亀裂を走らせました。」「私たちは歩み続けます。未だ完成を見ないハッ場ダム阻止のために。ダムに頼らない流域治水確立のために。このままでは必ず来る水道料金高騰から生活を守るために。多くの市民と連帯し民主主義と立憲主義を確立するために。」と読み上げ、これを採択した。

閉会挨拶に立ったのは大木一俊弁護団事務局長。原告団、研究者の方々のサポートへの暖かい感謝の言葉があり、中でも「訴訟の一番の原動力となったのは嶋津さんです！」という言葉に会場は拍手に包まれた。

なお、塩川鉄也衆議院議員（共産）、大河原雅子前参議院議員（民主）、初鹿明博衆議院議員（維新）も駆けつけて挨拶してくださり、次の選挙が重要であることを確認した。

参加して下さった皆さん、本当にありがとうございました。（田中清子）

集会の録画は、ハッ場あしたの会のHPから視聴可能です。<http://yamba-net.org/13630/>





## 第7回 高橋利明さん

このコーナーの最後を飾るのは、住民訴訟全体の弁護士団長、泣きも黙る高橋弁護士ですが、常に前進あるのみの高橋さんは過去を振り返ることを潔しとせず（または超多忙）、ということで、自己紹介ではなく原告からの紹介とさせていただきます。

高橋さんは1938年東京生まれ。多摩川水害訴訟や情報公開請求訴訟などで、国や自治体から何度も勝訴をもち取ってきたことで知られています。全国の市民オンブズマンがつくった「情報公開市民センター」前理事長も務められました。東京の会第2回総会で「日独裁判官物語」（2000年）という記録映画を見ましたが、これを中心になって製作されたのも高橋さんです。法衣を着て高みから見下ろす日本の裁判官と比べて、飾らず市民と交流するドイツの裁判官の姿は驚きでしたが、そのような司法の民主化をめざす高橋さんの熱い思いが伝わりました。

「私の原点—若手弁護士が聴く」（雑誌「法と民主主義」2008-10）というインタビューの中で、高橋さんは多摩川水害訴訟で学んだこととして、現場主義を挙げています。災害直後の破堤現場を確認したこと、破堤原因となった堰に関し、弁護士で手分けして全国の堰を調査し国の主張を論破したこと、それが逆転勝訴につながったそうです。その信念は八ッ場の訴訟でも貫かれました。水没予定地の地質の危険性を調べるのに、高橋さんは率先して険しい崖を登ったり降りたり… また、利根川上流堤防調査ツアーを企画し（2007年）、大熊孝先生や弁護士・原告とともに「利根川上流にカスリーン台風以降に造られた堤防はない」ことを確認しました。つまり、カスリーン台風の実績流量17,000 m<sup>3</sup>/秒+堤防整備の結果上流で溢れなくなった5,000 m<sup>3</sup>/秒=基本高水流量22,000 m<sup>3</sup>/秒という国交省の計算はデタラメでした。そうした調査も踏まえ、高橋さんが基本高水の虚構を冊子にまとめ、原告が手分けして全国会議員に配付したこともありました（あゝまじめに読んでくれた議員がいたなら… 2010年）。

もちろん現地調査だけではなく、飽くなき探究心で地質学や河川工学など専門知識を会得し、危険性（地裁段階）や治水の書面のほとんどを書かれました。そして最高裁決定が出るギリギリまで、高橋さん率いる東京弁護士会は上告受理申立理由書の補充書を6つも提出したのです。

法廷や進行協議では、落ち着いて理路整然と話される高橋さんに、裁判長も一目置いているように見受けました。その一方、八ッ場の集会などでは熱く語り始めると止まらず、口癖は「おい、国交省、このやろう！」… お茶目な江戸っ子の一面も。

今、高橋弁護士は「ふるさとを返せ！ 津島原発訴訟」（浪江町津島地区住民が福島地裁郡山支部に提訴）の最前線に加わっています。これからも不屈の闘志で、でもお身体も大切に末長くご活躍されるよう祈らずにはられません。

高橋さん、12年間ほんとうにおつかれさま、ありがとうございました！（深澤）

## ＝現地見学会のお知らせ＝

八ッ場あしたの会主催で4月17日と5月22日（いずれも日曜）に現地見学会が開かれます。

ダム事業の見学とともに、4月17日は水没予定地と真田道、

5月22日は吾妻溪谷を散策・見学が予定されています。

詳細は八ッ場あしたの会のHP等でご確認ください。http://yamba-net.org/

